

4-6 利子所得等の課税状況

	課 税 分		非 課 税
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	老人等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額
公 社 債	8,081,969	1,206,638	122,071,319
債 債	38,922,584	5,873,418	20,598,937
預貯金 { 郵便貯金 銀行預金 銀行以外の金融機関の預金 勤務先預金の利子	4,394,602,632	656,962,150	1,007,354,093
	244,553,610	36,459,069	19,080,284
	91,418,328	13,644,675	10,924,868
	18,861,894	2,817,161	185,223
合同運用信託の収益の分配	27,424,162	4,091,685	7,318,173
公社債運用信託の収益の分配	636,380	94,948	1,621
小 計	4,824,501,559	721,149,744	1,187,534,518
定期積金の給付補てん金等	18,964,141	2,848,414	—
匿名組合契約等に基づく利益の分配、 生命保険等の差益	4,316,242	685,851	28
割引債の償還差益	—	—	—
※ 合 計	4,847,781,942	724,684,009	1,187,534,546
※ 12 年 分	4,021,257,880	601,329,472	1,155,639,300
※ 11 "	1,023,274,170	153,475,632	293,151,125
※ 10 "	1,187,710,564	178,867,534	314,979,335
※ 9 "	1,491,604,208	223,992,519	361,017,375

調査対象等：平成13年2月から平成14年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

- (注) 1 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分」は、所得税法第9条の2（老人等の郵便貯金の利子所得の非課税）のほか、第10条（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（老人等の少額公債の利子の非課税）、第4条の2（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）及び第4条の3（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分である。
- 2 「その他非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）のほか、租税特別措置法第5条（納税準備預金の利子の非課税）及び第8条（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）等に規定する非課税分である。

4-7 配当所得の課税状況

	一 般 課 税 分			非 課 税 分	
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等	人	千円	千円	人	千円
	9,021,135	683,466,505	136,693,301	38,123	96,732,390
公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配	…	3,443	516	…	429,138
※ 合 計	…	683,469,948	136,693,817	…	97,161,528
※ 12 年 分	…	738,148,416	147,629,559	…	35,498,843
※ 11 "	…	705,007,623	141,001,349	…	5,856,733
※ 10 "	…	780,517,732	156,103,281	…	6,460,087
※ 9 "	…	812,960,779	162,590,225	…	8,610,005

調査対象等：配当等の支払者から平成14年4月30日までに提出された「法定調書合計表（配当等の支払調書）」及び平成13年2月から平成14年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

(単位 千円)

税 分	合 計		
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
その他非課税分支払金額			
133,853,817	264,007,105	1,206,638	公 債 社 債 預貯金 { 郵便貯金 銀行預金 銀行以外の金融機関の預金 勤務先預金の利子 合同運用信託の収益の分配 公社債運用信託の収益の分配 小 計 定期積金の給付補てん金等 匿名組合契約等に基づく利益の分配、 生命保険等の差益 割引債の償還差益 ※ 合 計 ※ 12 年 分 ※ 11 〃 ※ 10 〃 ※ 9 〃
349,083,874	408,605,395	5,873,418	
18,837,904	5,420,794,629	656,962,150	
32,492,592	296,126,486	36,459,069	
58,786,559	161,129,755	13,644,675	
—	19,047,117	2,817,161	
2,075,161	36,817,496	4,091,685	
20,421	658,422	94,948	
595,150,328	6,607,186,405	721,149,744	
353,057	19,317,198	2,848,414	
—	4,316,270	685,851	
—	—	—	
595,503,385	6,630,819,873	724,684,009	
646,162,627	5,823,059,807	601,329,472	
538,896,055	1,855,321,350	153,475,632	
912,095,599	2,414,785,498	178,867,534	
742,122,818	2,594,744,401	223,992,519	

3 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。

4 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法第41条の12（償還差益に対する分離課税等）に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。

5 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額」には、昭和63年3月31日以前の制度下における所得税法第10条（少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（少額公債の利子の非課税）及び第4条の2（勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分が含まれているものがある。

源泉分離（選択）課税適用分			合 計		
人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
人	千円	千円	千円	千円	
65,350	12,512,394	4,379,338	792,711,289	141,072,639	利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等
…	719,752	107,675	1,152,333	108,191	公募・私募証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配
…	13,232,146	4,487,013	793,863,622	141,180,830	※ 合 計
…	18,813,537	6,150,922	792,460,796	153,780,481	※ 12 年 分
…	14,082,779	4,532,472	724,947,135	145,533,821	※ 11 〃
…	8,510,782	2,916,597	795,488,601	159,019,878	※ 10 〃
…	9,500,470	3,260,108	831,071,254	165,850,333	※ 9 〃

(注) 1 この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

2 「非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）に規定する非課税分である。

3 「一般課税分」には、個人のほか法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。